

皆様からいただいた寄附は、次のような事業に使われています。

NPO 法人 成年後見なのはな

【事業①】 成年後見制度活用のための支援事業

認知症や精神上の障害等のために必要な手続等ができない方、又はご自身での財産管理が難しく、ご家族もお世話ができない方の後見人として対応するために必要な事務費用（裁判所に提出する収入印紙、切手代）や生活保護や低所得の方等の成年後見制度を利用することが困難な方の申立費用等に、皆様からの寄付を充てています。

・事業の対象者: 会員全員

【事業②】 高齢者や障がい者の権利を擁護する事業

高齢者や障がい者の財産が不当に侵害される万一の事態に備えて、当法人が加入する損害保険（賠償責任保険）の保険料に、皆様からの寄付を充てています。

・事業の対象者: 会員全員

【法人からのPR】

- ❖ 成年後見制度は、判断能力を欠く、又は不安がある方々に利用していただける制度です。
- ❖ 成年後見制度は、財産や収入が多い方だけの制度ではありません。当法人は生活保護や低所得の方が利用できるように努めています。（生活保護の方の受任件数は、平成30年11月現在、101件となっています。）
- ❖ 成年後見制度の利用を希望しても、申立費用や後見人報酬を支払うことができないために制度の利用を躊躇している方々があります。このような方々の申立費用等の助成に皆様のご寄付を利用させていただきます。
- ❖ 今後も「NPO法人 成年後見なのはな」は、制度の利用を考えるすべての方々の支援ができるように努めてまいります。なお一層「公益の増進に寄与する」ために皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

【法人HP】 <http://kouken-nanohana.or.jp/>

なのはな公開セミナーの様子⇒

